

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について

防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成31年国土交通省告示第470号)は、平成31年3月29日に公布、同日に施行されることとなった。

については、改正後の「防火設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1360号)」、「特定防火設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1369号)」及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件(平成27年建設省告示第249号)」の運用について、下記のとおり通知する。

なお、各都道府県建築行政主務部長並びに地方整備局長指定及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロ及び第9号の3において、耐火建築物及び準耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法は、告示に定める仕様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

従来、告示において定める防火設備に該当する窓としては、「鉄及び網入りガラスで造られたもの」のみが規定されていたところ、住宅等の断熱性能の向上を図る上で開口部における木製又は樹脂製枠の窓の使用の有効性も踏まえ、これらの枠を含めた窓について告示に定めることができるよう、今般、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所のもと、平成27年度より建築基準整備促進事業を活用し、技術的検証を実施してきたところである。

当該検証の結果、所要の性能を有することが確認された仕様については、「防火設備の構造方法を定める件」を改正し、一般的な基準として追加することとした。

なお、今回の改正による改正後の「防火設備の構造方法を定める件」（以下「防火設

備告示」という。)において規定振りの修正を行っていることを踏まえ、「特定防火設備の構造方法を定める件」及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」について、防火設備告示と規定振りを揃えるための修正を行っている。

2. 告示改正の概要

国土交通大臣が定める防火設備の構造方法については、今般の技術的検証の結果を踏まえて、以下の改正を行っている。

これらの基準に適合する構造方法であって、既に国土交通大臣の認定を受けているものにあつては、今後、建築確認審査に際して、国土交通大臣の認定を受けた仕様としての整合性の確認は不要となるので留意されたい。

(1) 使用できる枠の種類追加（防火設備告示第1第6号から第8号まで）

防火設備の枠については、これまで使用可能であった鉄製のもののほか、住宅等に一般的に使用されるアルミニウム合金製（屋内側が樹脂で造られたものを含む。）のもの、断熱性に配慮した樹脂製や木製のものについても、告示に位置付けることとした。また、従来鉄製の枠に含まれることとしていた鋼製の枠についても、位置付けを明確化した。

(2) 使用できるガラスの種類追加（防火設備告示第1第5号から第8号まで）

ガラスについては、これまで使用可能であった網入りガラスのほか、防火上有効に炎を遮ることができることが確認されている耐熱強化ガラス、耐熱結晶化ガラスなどの防火ガラスについても、告示に位置付けることとした。

なお、断熱性に配慮し、上述の防火ガラスと一定の低放射ガラス（Low-E ガラス）との組み合わせによる複層ガラスを使用することも可能としている。

(3) ガラスの取付部材及び取付方法の基準追加（防火設備告示第1第5号から第8号まで）

新たに告示に位置付けた枠及びガラスの使用にあたっては、それぞれ当該枠の種類に応じた取付部材により、枠に堅固に取り付けることとしているほか、火災時の脱落防止の観点から必要なかり代寸法の確保やグレイジングガスケット又はシーリング材及び加熱膨張材の設置を求めることとした。

特に、ガラスの取付部分に設ける加熱膨張材については、枠とガラスの間に生じている空間に連続的に取り付けることにより、火災時に膨張して当該空間を埋める役割を有していることから、その設置にあたっては、防火上有効に隙間なく配置することを求めている。

なお、かり代寸法については、火災時にガラスを保持する性能を有する鉄材、鋼材又はアルミニウム合金材とガラスが重なる部分の寸法であることに留意する必要がある。

(4) 防火設備の周囲の部分に係る規制の対象追加（防火設備告示第2）

防火設備の構成部材からの熱伝導により、防火設備が接する開口部の部分のうち

非加熱面側の周囲の部分にある可燃物が燃焼することを防止するため、当該部分のうち一定の範囲内を不燃材料とすることとしてきたが、今般新たに追加した仕様のうち、枠をアルミニウム合金製とした窓（枠の屋内側が樹脂で造られたものを除く。）についても、熱伝導による燃焼のおそれがあることから、同規定の適用対象とした。

（５）防火設備の枠又は他の防火設備と接する部分の構造方法（防火設備告示第３）

防火設備告示第３の改正部分は、第１においてガラスの「取付部分」という用語を新たに規定するにあたり、用語の重複が生じないように表現の適正化を行ったものであり、従来の規定と内容が変わるものではないことに留意されたい。

（６）留意事項

今般、新たに告示に位置付けた枠又はガラスの使用に際しては、窓の開閉形式をはめごろしとし、かつ、当該枠及びガラスの種類のリ組み合わせに応じた寸法の開口部に設置する必要がある。

なお、今回の改正の対象となっていないはめごろし以外の開閉形式の窓（滑り出し窓等）については、所要の性能が確認されたものについて、順次、告示に位置づけていくこととしている。